

# 長崎県大規模建築物耐震化支援事業

耐震改修促進法の改正により、耐震診断の実施及び報告が義務付けされ、診断結果が公表される  
【平成25年11月25日法施行】

昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、地震に対する安全性が明らかでないもののうち…

耐震診断の実施・報告を義務付け

① 特定の用途で大規模な建築物 > 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 > 幼稚園・保育所等の避難弱者が利用する建築物 > 危険物貯蔵所等  対象となる施設  ・病院、店舗、旅館等 ⇒ 階数3かつ床面積5,000㎡以上 ・幼稚園、保育所 ⇒ 階数2かつ床面積1,500㎡以上 ・危険物貯蔵所等 ⇒ 階数1かつ床面積5,000㎡以上 等	平成27年末まで
② 県・市町が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	地方公共団体が定める期限まで
③ 県が指定する庁舎・避難所等の防災拠点建築物	地方公共団体が定める期限まで

公

表

(平成29年3月31日公表済)

耐震診断が義務付けられる民間大規模建築物の耐震化を進め、県民の安全・安心を確保するため、支援制度を創設

支援制度 (H26創設)

国の補助制度を最大限活用できるよう、県と市町が地方負担額の1/2ずつを負担する。  
(県は補助事業を実施する市町に対して補助)

耐震診断

平成27年度末をもって制度終了

耐震改修計画作成

①のうち不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物が補助対象

特別交付税措置 50%

交付金	国	補助金	県	市町	所有者
(1/3)	1/2	(1/6)	1/6	1/6	1/6

耐震改修 (建替え含む)

①のうち不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物が補助対象【除却のみも対象】

特別交付税措置 50%

交付金	国	補助金	県	市町	所有者
(11.5%)	1/3 (21.83%)		5.75%	5.75%	55.17%

補助対象限度額: 50,300円/㎡ (免震工法等特殊な場合は82,300円/㎡)  
耐震改修に併せて、天井の耐震改修を行う場合、別途加算有

①のうち避難所等※に該当するもの

特別交付税措置 70%

交付金	国	補助金	県	市町	所有者
(1/3)	2/5	(1/15)	1/6	1/6	4/15

補助対象限度額: 50,300円/㎡ (免震工法等特殊な場合は82,300円/㎡)  
耐震改修に併せて、天井の耐震改修又は設備の耐震性を確保する場合、別途加算有

※避難所等とは、地域防災計画に災害時に重要な機能を果たす施設として位置づけられている (位置づけられることが確実なものも含む) 避難所、医療施設、災害時の集合場所、情報提供施設、給食提供施設等で、長崎県の耐震改修促進計画に防災拠点施設(③)として位置付けたもの。

※起債措置はなし